

# 社会福祉法人浦和の里

## 介護老人福祉施設入退所取扱規程

規程制定 平成17年12月1日

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

### (目的)

第1条 社会福祉法人浦和の里介護老人福祉施設入所取扱規程(以下「規程」という。)は、社会福祉法人浦和の里が運営する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム彩寿苑、特別養護老人ホームあおぞら及び特別養護老人ホームわかば(以下「施設」という。)への入所に関し、原則として施設のサービスを受ける必要性の高いと認められる者から優先的に入所させるため、入退所に関する手続き及び基準等を明示し、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

### (入所対象者)

第2条 入所の対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 要介護度3以上の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。  
なお、既に他の介護保険施設に入所している者及び要介護度3以上の認定を受けて病院に入院している者についても対象とする。
- (2) 要介護度1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者(次に掲げる「特列入所の要件」のいずれかに該当する者)

#### 【特列入所の要件】

- ア 認知症である者で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 単身世帯又は同居家族が高齢又は病弱である等により家族等の支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

### (入所申込の手続き及び受付)

第3条 入所申込及び入所決定の手続きは次のとおりとする。

#### (1) 入所の申込

- ア 入所希望者又は家族等が本法人の運営する施設の何れの特別養護老人ホームを希望するかを、入所申込書(以下「申込書」という。)により何れかの施設に直接提出するものとする。なお、申込内容に変更が生じた場合には当該施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出するものとする。
- イ 入所希望者が要介護1又は2の認定を受けている場合においては、「特列入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記の上、申し込む。

#### (2) 施設の説明

入所の申込を受けた施設はその際に、原則として入所希望者又は家族等と面接を行い、必要に応じて健康診断書や日常生活記録書の提出を求めるとともに、心身の状況病歴等の把握に努めるとともに、入所方法等についての説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとする。また、入院治療の必要がある場合など、入所後施設として適切な施設サービスを提供することが困難と思われる場合は、その理由を入所希望者及び家族等に対して十分に説明し理解を得るとともに、病院・診療所、介護老人保健施設等の利用についての説明等を行う。

(3) 受付簿の調整及び管理

施設は申込書を受け付けた場合には、別に備える受付簿にその内容を記載して管理する。また、入所について辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより、申込書の取扱いの経緯を明らかにしておくこととする。

(4) 要介護1又は2の認定を受けている者から申込があった場合、入所希望者が特列入所の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所希望者の介護保険である市町村(以下「保険者市町村」という。)との間で情報共有を行う。

ア 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から申込があった場合には保険者市町村に対して報告を行う。

イ 施設は、当該申込者が特列入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求めることができる。

ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対し意見を表明することができる。

(入所検討委員会の設置)

第4条 施設は、入所に関する事務を処理するため、合議制の入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第5条 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 施設役職員 理事長、施設長、生活相談員その他理事長が必要と認める関係職員により構成

(2) 第三者委員 当該法人評議員の代表者(2名)

(委員会の開催)

第6条 委員会は理事長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は申込書、特別養護老人ホーム入所決定調査票(以下「調査票」という。)、選考者名簿及び保険者市町村の意見(特列入所の場合に限る)等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位を決定する。

(委員会の議事録)

第8条 委員会は開催ごとに議事録及び選考者名簿を整備し、5年間保管しておくものとし、所轄庁等から資料等の提出を求められた場合にはこれに応じるものとする。

(結果の通知)

第9条 施設は、委員会で検討された結果について、申込者又は家族等に対し検討結果通知書により通知するものとする。

(説明責任)

第10条 施設は、申込者又は家族等から入所に係る検討結果に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員及び関係施設職員は、業務上知り得た入所希望者又は家族等に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(入所申込者名簿の作成)

第12条 施設は、申込を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに入所申込者名簿を作成する。

(入所を評価する基準)

第13条 施設は、次の項目について別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に入所の必要性を評価する。

- (1) 介護の必要性の程度及び心身の特性
- (2) 介護者の状況
- (3) 在宅介護の状況
- (4) 本人の住所地

なお、これらの方法で順位づけが困難な場合には、さらに次の項目を順次勘案して優先順位をつけるものとする。

- (1) 待機期間(長短の順)
- (2) 年齢(高い順)

(調査票の見直し)

第14条 施設は、入所順位の決定の後においても必要に応じてその後の状況等を確認し、調査票を見直すものとする。

(施設の受入体制による調整)

第15条 委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には入所に関する評価を調整することができる。

- (1) 性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

(入所辞退者の取扱)

第16条 申込者又は家族等の都合により、入所の辞退があった場合には、申し出のあった日から30日以内に入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

(入所決定の特例)

第17条 次の場合には理事長の判断により例外的に入所の変更の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第2号の規定に基づく措置委託による場合
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第19条に定める入所者の入院期間中の取扱による場合

(退所の決定)

第18条 退所の決定は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで退所を決定するものとする。
  - ア 要介護状態の改善が認められる場合
  - イ 平成27年4月1日以降に入所した者のうち、「要介護1又は2」と認定された者
- (2) 委員会は、平成27年4月1日以降に入所し、その後の要介護認定において「要介護1又は2」と認定された者のうち、特例入所の要件に該当すると認められた者であり、かつその者の心身の状況や退所後の環境等から退所に当たらないと認められる者については継続して入所することができるものとする。
- (3) 施設は、医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入所者について退所を決定することができる。  
なお、退所が決定した場合においては、委員会に報告を行うものとする。
- (4) 施設は、退所を決定した入所者に対し、速やかに決定を伝えるとともに、決定理由を説明しなければならない。
- (5) 退所を検討するにあたり、次の項目に留意する。

- ア 入所者や家族の意向
- イ 心身の機能や健康状態の安定性
- ウ 家庭における介護力の安定及び介護環境
- エ 退所に向けた入所者への支援方法

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は入所検討委員会において決定する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

なお、平成15年4月1日に施行した、社会福祉法人浦和の里介護老人福祉施設入所決定取扱要領は、この規程の施行に伴い廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。